7 消安第4950号令和7年11月19日

鹿児島県知事 殿

農林水產省消費 • 安全局長

鹿児島県の野生いのししにおける豚熱感染確認に伴う豚熱対策の強化・徹底 について

今般、貴県霧島市で死亡していた野生いのししにおいて、貴県初となる豚熱感染が確認されました。野生いのししでの豚熱の感染により、飼養豚における豚熱発生のリスクが高まっています。

貴県は、我が国で最も豚の飼養頭数の多い県であり、確実な野生いのししでの豚熱の 感染拡大阻止が求められます。貴県での今後の対策強化は、貴県のみならず九州全域の 豚熱対策にとって極めて重要です。また、野生いのししでの感染拡大を防ぐには初動対 応が極めて重要です。そのため、生産者をはじめとする養豚業に携わる関係者と県、市 町村などの行政関係者の皆様が、一体となってこの危機感を共有し、的確な防疫対策に 取り組んでいただく必要があります。

貴県におかれては、下記の具体的に取り組むべき内容を踏まえ、強い緊張感を持って、 関係者と一体になり、捕獲の強化や経口ワクチンの散布等、迅速かつ的確な野生いのし しに対する防疫措置の実行を最大限に実施いただくようお願いします。

また、下記について、市町村、関係団体等によく周知し、地域全体で豚熱のまん延防止について万全を期すようお願いします。

記

1 野生いのししのサーベイランス及び捕獲について

これまでも、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」(令和2年7月1日農林水産大臣公表)等に基づき、野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況調査(以下「サーベイランス」という。)を実施していただいているところですが、野生いのししにおける豚熱の発生状況を正確に把握するために、サーベイランスの強化・徹底が重要です。来年3月までをサーベイランス強化期間として、この間、野生いのししでの豚熱感染が確認された地域を中心に毎月60頭(95パーセントの信頼度で母集団の5パーセントの本病の浸潤状況を安定的に確認することができる頭数)以上を目標として、豚熱の抗原検査及び血清抗体検査を実施し、陽性が疑われる結果が得られた場合は速やかに農林水産省消費・安全局動物衛生課まで御報告いただきますようお願いします。なお、豚熱の検査とともに、アフリカ豚熱ウイルスの遺伝子検出検査も併せて実施いただきますようお願いします。

また、野生いのししにおける感染をこれ以上広げないため、感染確認区域を中心に、 野生いのししの捕獲の強化をお願いします。

2 経口ワクチンの散布について

貴県については、隣接県での豚熱感染状況を踏まえ、既に豚熱経口ワクチンの散布を推奨する地域として指定され、散布を実施いただいているところです。

引き続き、県内の感染確認状況も踏まえ、経口ワクチン散布を継続するようお願いします。

3 狩猟及び捕獲等に当たっての豚熱対策の再徹底について

狩猟や捕獲等は、野生いのししとの接触を意図的に行う活動であり、豚熱ウイルスの感染拡大リスクが高いものと考えられます。狩猟期が開始していることから、狩猟者等に対して、別紙1の資料等を活用し、衛生対策の実施について改めて周知徹底を行うようお願いします。

4 豚熱感染拡大防止対策の周知徹底について

野生いのししにおける豚熱対策には、地域住民、旅行者、県内事業者等(以下「地域住民等」という。)の協力が重要となります。このため、別紙2のチラシ等を活用し、地域住民等に向けて、人・物を介した感染拡大・まん延防止対策の実施について、改めて周知徹底を行うようお願いします。

5 飼養衛生管理の徹底について

貴県において豚熱の感染拡大リスクがかつてないほど高まっている状況を踏まえ、 生産現場と危機感を共有し、農場において次の事項を徹底するよう、関係者への御 指導をお願いします。

- (1) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者、管理獣医師等は、日頃から飼養豚群の健康状態を的確に把握し、豚熱等の特定症状のほか、通常と異なる死亡の増加等を認めた場合には、速やかに家畜保健衛生所へ連絡すること。
- (2) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者は、農場における飼養衛生管理を再点検し、特に以下の点について、従業員や農場を訪問する事業者等も含めて徹底すること。
 - ① 家畜の飼養管理に必要のない人、車両等の出入りの制限
 - ② 出入りする必要がある場合には、衣服及び長靴の交換、手指消毒、車両及び物品の消毒等の衛生管理
 - ③ 野生動物の侵入防止対策の実施状況を定期的に点検し、不備があれば速やかに 改善
- (3) ワクチン接種のみで豚熱の感染を防止することが困難であることを十分に認識し、 飼養衛生管理を徹底した上で、適時・適切にワクチン接種を行うこと。
- (4) 万が一の発生に備えて、防疫対応の準備状況について確認するとともに、埋却地等を確保し、その実効性を改めて点検すること。

(問い合わせ先)

1~4について

農林水産省 消費·安全局 動物衛生課

野生動物対策班

担 当:髙木、新井

電 話:03-6744-2106

5について

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課

防疫指導班

担 当:小佐々、鈴木

電 話:03-3502-8292